

品質管理システム概要書(2020年7月1日現在)

監査事務所名 高志監査法人  
代表者名 片岡俊員

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は品質管理に関する方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定め品質管理システムを整備・運用している。当監査法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用している。

当監査法人の品質管理システムの整備運用の責任は社員会にあり、社員会の代表である理事長が最終責任を負っている。品質管理システムの整備・運用を執行する責任者として品質管理担当社員(品質管理委員長)を定め、執行を補佐するために品質管理委員会を設置している。

なお品質管理システムは内部統制監査にも適用し、中間監査及び四半期レビューに準用することとしている。また特別目的の財務諸表の監査及び個別の財務表または財務諸表項目等の監査にも適用することとしている。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としている。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は監査事務所及び専門要員の職業倫理に関する規程を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め運用している。

(2) 独立性

当監査法人は独立性の規程を遵守することを合理的に確保するため、独立性保持のための方針及び手続を定め運用している。

監査事務所及び専門要員について独立性の規程を遵守していることを確かめるため、「監査人の独立性チェックリスト」により独立性の阻害要因の有無を調査し、その結果を品質管理委員会に提出させている。

独立性を阻害する要因を識別した場合には、適切な措置を講じることとしている。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は大会社等の監査業務については、監査業務担当者に対し一定期間

(業務執行社員及び審査担当者は最長7会計期間、その他の担当者は最長10会計期間)で交代させることを定め運用している。

また大会社等の監査業務以外の監査業務については、担当業務執行社員の独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを検討している。

**【不正リスクへの対応】**

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないこととしている。また不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないこととしている。

**3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続**

当監査法人は監査契約の新規締結及び更新についての方針及び手続を定め運用している。

監査契約の新規締結及び更新は、所定の手続を行った結果に基づき社員会が最終的に決定する。

**【不正リスクへの対応】**

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、当該手続が適切に行われていることを確かめなければならないこととしている。

**4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続**

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当監査法人または業務執行社員が状況に応じた監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、専門要員の採用・教育・訓練・評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定め、能力・適性・経験並びに職業倫理を備えた専門要員を確保するよう努めている。

すべての専門要員には日本公認会計士協会等の主催する研修会に積極的に参加することを奨励し、また必要に応じて事務所内研修を行い教育訓練に努めている。

**【不正リスクへの対応】**

不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしている。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することとして

いる。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は監査業務の質を合理的に確保するために、監査の実施、監査チームへの指示・監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等、監査業務の実施に関する方針及び手続を定め運用している。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務を監督し、また監査調書の査閲する責任を負うこととしている。

### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は監査チームのメンバーの判断に困難を伴う重要事項や見解が定まっていない重要事項に関し適切に専門的な見解を問い合わせるための方針及び手続を定め運用している。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしている。また監査責任者は、監査チームがこの手続を適切に実施する責任を負うこととしている。

### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人は監査業務に係る審査の方針及び手続を定め、監査契約の新規締結・更新、監査計画、監査意見形成について審査を行っている。

審査担当者は対象監査業務に従事していない社員から選任している。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしている。また不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項を定めている。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当監査法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することとしている。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしている。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は監査チーム内、監査責任者と審査担当者との間に生じた見解の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定め運用している。

監査チーム内、監査責任者と審査担当者間の監査上の判断の相違が解決できない場合には社員会において十分な審議を行い解決することとしている。

また監査上の判断の相違が解決されない限り監査報告書は発行しないこととしている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄等に関する方針及び手続を定め運用している。

監査ファイルは原則として監査報告書ごとに取りまとめる。ただし、実施した作業の関連性から金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の調書や連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめることができる。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から60日を超えないものとしている。

監査調書は正当な理由なく他に示してはならないこととし、機密保持に努めている。

監査調書の保存期間は10年間とし、保存期間が到来した監査調書は監査責任者が品質管理担当社員の承認を得て、廃棄または保存期間の延長を決定することとしている。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は品質管理システムが十分かつ適切であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理システムに関する監視プロセス（日常的監視、監査業務に関する定期的検証、識別した不備の評価・伝達及び是正）を定め運用している。

① 日常的監視は、法令等の品質管理システムへの反映状況・独立性等の確認状況・継続的な職業的専門家としての能力開発状況等を対象としている。

② 監査業務の定期的検証は、循環的に実施し、検証サイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定している。定期的検証の担当者は監査チーム及び審査担当者以外の者を選任している。

### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしている。

## (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当者は日常的監視及び定期的な検証の結果発見された不備についてその影響を評価し、必要な場合は適切な是正措置をとるものとし、業務執行社員等に不備事項・是正措置を伝達することとしている。

## (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

下記事項について当監査法人の内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めている。

- ① 当監査法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- ② 当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を以下のように定めている。

- (1) 不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付ける。
- (2) 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- (3) 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したのかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

## 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した監査人交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定め運用している。

### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないこととし、監査責任者は、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないこととしている。

## 8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は共同監査に関する方針及び手続を定めている。

## 9. 組織再編を行った場合の対応、その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当監査法人は組織再編を行った場合の対応に関する方針と手続を定めている。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。